

事務事業名 筑紫野市災害時等要援護者支援事業

出力日：令和04年03月15日

キーコード：1583

施策：	15	地域福祉の推進	財務コード	01030101-17-00
基本事業：	01	地域で支えあい、助けあう仕組みづくり	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	身近な近所づきあいができている市民の割合 地域内の助けあいによって見守られている人の数 災害等が発生した際に支援を必要とする人が近くにいることを認識している市民の割合		担当課	生活福祉課
			担当係	地域福祉担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	平成23年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画			
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・75歳以上の高齢者</li> <li>・要介護、要支援認定者</li> <li>・療育、身体障がい、精神障がいの障がいの程度が一定以上の者</li> <li>・その他、災害避難時の一連の行動に支援を要する者</li> </ul>			災害時に何らかの手助けを必要とする高齢者や障がい者等を、災害時等要援護者登録台帳に登録し、区長や民生委員・児童委員及び地域の自主防災組織等に名簿を配布する。この名簿を平常時には見守り用として、災害時には安否確認や避難支援用として活用する。 本事業の周知のため、区長や民生委員・児童委員、各コミュニティ運営協議会への出前講座の実施や市民に対するチラシの配布等を行う。							
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）										
災害時等要援護者を台帳に登録することにより、要援護者を把握し、災害発生時等には必要な支援がすぐ受けられるようにする。										
4. 成果（簡易評価は未記入）										
成果指標名称		単位	01年度 実績	02年度 実績	03年度 当初	04年度 要求	05年度 計画	06年度 計画	目標	
要援護者登録数		人	1,952	1,700	2,400	2,400			3,000	
支援者充足率（支援者数 / 要援護者数）		%	28	30	30	30			60	
5. コスト										
事業費		計	千円	454	938	451	1,881			
		国	千円			0	0			
		県	千円			0	0			
		地方債	千円			0	0			
		その他	千円			0	0			
一般	千円	454	938	451	1,881					
正職員人工数		人工	0.25	0.53	0.47					
正職員人件費		千円	2,016	4,255	3,723					
トータルコスト(事業費 + 正職員人件費)		千円	2,470	5,193	4,174	1,881				
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）										
あがっている  どちらかといえばあがっている  あがっていない（停滞・低下）		要援護者登録数は新規の登録者数もいるが、死亡者数や転出者数が多いため減少している。また出前講座の実施により制度理解が進んでいるが、支援者充足率はほぼ横ばい状況となっている。出前講座等での周知に努め、支援者の役割や責任、制度に対する理解を広めていく必要がある。あわせて新規登録者数を増やすための検討を行う必要がある。								
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）										
対象動向	維持	類似事業	なし	登録をしても避難時の支援者がいない方が多く、支援者の役割の周知や支援体制をわかりやすく各方面各団体へ周知する必要がある。平成29年度末までに登録をし、平成30年以降に変更をされていない方に対して、支援者等の内容に変更がないか令和3年2・3月に確認を行った。						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし							
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし							
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり							
成果向上余地	大きい									
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）						改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）										
市民に支援者の役割を理解してもらうため、各行政区や各種団体、各コミュニティ運営協議会への出前講座で周知を行う。										
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）						備考・特記事項 or 進行管理欄				
地震や豪雨災害などで高齢者や障がい者などが多く被災する中、国が作成した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」にあわせて、平成23年度に「災害時等要援護者支援制度実施要綱」を施行し事業を開始した。						平成25年6月に改正された災害対策基本法により、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられた。災害時等要援護者登録名簿との整合性を図る必要がある。				